

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	35 件

近畿（兵庫）国民年金 事案 6577

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

私は昭和62年頃、将来のことを考え、自宅近くのA県B市役所に出向いて、国民年金の加入手続きを行い、その後の国民年金保険料も同市役所において納付書により納付していた。

申立期間当時、仕事の都合によりA県C市で生活し、自宅には週末のみ帰っていたが、届いた国民年金保険料の納付書を放置することなく、間違いなく納付していた。

領収証書は処分し残っていないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年7月22日にB市において払い出されており、当該払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和62年4月以降の被保険者期間について、申立期間を除く全ての期間の保険料を納付しており、申立期間以降において、平成6年12月から8年3月までの申請免除期間の保険料を追納している上、60歳以降も任意加入により年金受給額を増やす努力を行っているなど、国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時、収入には余裕があり、国民年金保険料の納付が困難な事情は無かったと陳述しているところ、オンライン記録によると、申立期間前後の保険料も現年度納付されていることから、申立人は、3か月と短期間である申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年2月21日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月25日から同年8月1日まで
② 昭和61年8月1日から62年3月1日まで
③ 昭和62年4月10日から同年5月1日まで
④ 平成5年3月29日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社に勤務した期間のうち申立期間①、A社に勤務した期間のうち申立期間②及び③に係る加入記録が無く、C社には、平成5年3月末まで途切れること無く勤務したにもかかわらず、申立期間④に係る加入記録が無いことが分かった。

いずれの期間にもそれぞれの事業所で継続して勤務していたことに加え、申立期間②及び③については、一部期間に係る給与明細書により厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された昭和62年3月分の給与明細書の出勤日欄に22日と記載されているところ、A社の事業主が、「当時の同社における給与締日は毎月20日、定休日は毎週日曜日であった。」旨陳述しており、当該陳述に基づいて上記出勤日を当時の暦に当てはめると、申立人は、当該期間のうち、前月の給与締日の翌日である同年2月21日以降は同社に勤務していたものと認められる。

また、申立人提出の昭和 62 年 3 月分及び同年 4 月分の給与明細書において、いずれも標準報酬月額 16 万円に基づく厚生年金保険料が控除されているところ、A社の事業主が、「申立人の昭和 62 年 4 月分の給与明細書には出勤日数が 15 日と記載されている一方、D手当が支給されていないので、申立人は、同年 4 月の途中で退職したと思う。」旨陳述しており、オンライン記録において、申立人の会社における被保険者資格の喪失日が同年 4 月 10 日となっていることと符合することから、当該給与明細書のうち、同年 3 月分の給与明細書では同年 2 月の保険料が、同年 4 月分の給与明細書では同年 3 月の保険料が、それぞれ給与から控除されたと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 62 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 62 年 2 月の標準報酬月額については、前述の給与明細書における厚生年金保険料控除額から 16 万円とすることが妥当である。

なお、昭和 62 年 2 月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、A社の事業主は、申立期間当時の資料は残っておらず、保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 2 月 21 日までの期間及び申立期間③については、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことを確認できる資料は見当たらない上、オンライン記録において、これらの期間に厚生年金保険の加入記録がある者からは、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする陳述を得ることができなかった。

また、前述のとおり、A社の事業主は、「申立期間②及び③当時の資料は残っていない。」とした上で、「申立人は、昭和 62 年 4 月の途中で退職したと思う。」旨陳述している。

このほかに、申立期間②のうち、昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 2 月 21 日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間①については、申立人のB社における雇用保険の離職日が昭和 61 年 7 月 20 日となっているところ、同社の担当者は、当該雇用保険の加入記録を踏まえ、「申立人との雇用契約は昭和 61 年 7 月 20 日付けで終了していると考えられ、申立人は申立期間①より前に当社を退職したと思われる。」旨陳述

している。

また、オンライン記録において、申立期間①にB社で厚生年金保険の加入記録がある者からは、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする陳述を得ることができなかった。

さらに、B社の担当者は、「当社の保険料控除方法は当月控除であり、月の途中で退職した従業員の給与からは厚生年金保険料を控除しないことから、申立人の退職月における給与からは厚生年金保険料を控除していないはずである。」旨陳述している。

このほかに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、C社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間④当時の事業主は死亡している上、商業登記簿の記録から同社の後継会社と考えられるE社の元事業主からは、回答が得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間④にC社で厚生年金保険の加入記録がある者からは、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立人のC社における雇用保険の離職日は、平成5年3月31日となっているものの、同社において申立人と同時期（平成5年中）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者のうち、複数の者の雇用保険の離職日が、それぞれの厚生年金保険被保険者の資格喪失日以降であることから、前述の雇用保険の加入記録をもって、直ちに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたとまでは認められない。

このほかに申立期間④に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、申立期間②のうち昭和61年8月1日から62年2月21日までの期間、申立期間③及び申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成21年8月は15万円、同年9月は14万2,000円、同年10月及び同年11月は15万円、同年12月は14万2,000円、22年1月及び同年2月は15万円、同年3月は13万4,000円、同年4月から同年8月までは15万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年9月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、16万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成22年12月1日から23年2月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、16万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月1日から23年2月1日まで

私は、申立期間にA社に正社員として勤務し、B業務に従事していたが、当該期間の厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額が異なっている。正しい標準報酬

月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成21年8月1日から22年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年12月1日から23年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成21年8月1日から22年12月1日までの期間について、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書等で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成21年8月は15万円、同年9月は14万2,000円、同年10月及び同年11月は15万円、同年12月は14万2,000円、22年1月及び同年2月は15万円、同年3月は13万4,000円、同年4月から同年8月までは15万円、同年9月から同年11月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所。）に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないと陳述していることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成22年12月1日から23年2月1日までの期間について、申立人から提出された給与支払明細書等により、当該期間の標準報

酬月額の決定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 16 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を 16 万円に訂正することが必要である。

近畿（京都）厚生年金 事案 14313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は120万円、同年12月10日、16年7月9日及び同年12月10日は125万円、17年7月11日は146万2,000円、18年7月10日は118万9,000円、同年12月11日は116万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月11日
⑥ 平成18年7月10日
⑦ 平成18年12月11日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支払日について、前述の賞与支給明細書に支払日の記載は無く、A社も不明としているが、同社は「賞与の支払日は、毎年、7月10日前後及び12月10日前後であった。」旨陳述しているところ、オンライン記録

によると、申立期間後である平成 19 年以降の賞与支払日は、同社の陳述とほぼ符合することから、申立期間①は 15 年 7 月 10 日、申立期間②は同年 12 月 10 日、申立期間③は 16 年 7 月 9 日、申立期間④は同年 12 月 10 日、申立期間⑤は 17 年 7 月 11 日、申立期間⑥は 18 年 7 月 10 日、申立期間⑦は同年 12 月 11 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 120 万円、申立期間②、③及び④は 125 万円、申立期間⑤は 146 万 2,000 円、申立期間⑥は 118 万 9,000 円、申立期間⑦は 116 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に申立人を含め約 15 人の事務職員に賞与を支払い、当該賞与に係る届出を行ったとしているが、オンライン記録によると、当該 15 人全員の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年10月30日に、資格喪失日に係る記録を25年12月25日に訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和23年10月は3,600円、同年11月から24年2月までは5,100円、同年3月は6,000円、同年4月は6,300円、同年5月から25年3月までは6,000円、同年4月から同年11月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月30日から25年12月25日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の加入記録によると、同社C支店に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員カード及び複数の同僚の陳述によると、申立人は、申立期間において、A社C支店に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「正社員として勤務し、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者記録を有する場合、一般的に考えると、給与から厚生年金保険料を控除する。」と回答している上、A社C支店において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚は、「当時は、A社C支店には、正社員しかおらず、申立期間前後も厚生年金保険に加入しているのであれば、申立期間も厚生年金保険に加入していると思う。したがって、申立人も給与から保険料は控除されていたと思う。」と陳述している。

さらに、申立人がA社C支店で勤務していたと記憶する16人の同僚につい

て、申立期間に同社同支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社C支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間前後のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録を見ると、申立期間直前の資格喪失日は昭和23年10月30日、申立期間直後の資格取得日は25年12月25日となっており、前述の社員カードに記載されている同社C支店の勤務期間（昭和23年11月2日から25年12月17日まで）とは一致していないが、B社は、「当該社員カードの異動日に合わせて、資格取得届及び資格喪失届が提出されていなかったと思われる。」と回答していることから判断すると、申立人のA社C支店に係る資格取得日を23年10月30日に、資格喪失日を25年12月25日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険出張所（当時）の記録及びA社C支店における同年齢かつ同職種の同僚の記録から、昭和23年10月は3,600円、同年11月から24年2月までは5,100円、同年3月は6,000円、同年4月は6,300円、同年5月から25年3月までは6,000円、同年4月から同年11月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険出張所が当該届出を記録しないと、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険出張所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月20日から63年9月1日まで

私は、昭和62年頃に経営していたB社をA社に経営譲渡し、同年7月頃にB社からA社に移り、平成3年10月頃まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。当該期間に同社での勤務と保険料控除が確認できる資料を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る社員名簿、同社発行の給与所得の源泉徴収票並びに元事業主及び当時の経理担当者の陳述から判断すると、申立人は、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の元事業主は、「申立人は、B社の厚生年金保険被保険者資格の喪失と同時に、当社の被保険者資格を取得した。」と回答していることから、申立人のB社における資格喪失日である昭和62年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、前述の源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、A社は既に解散している上、元事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和56年5月から同年9月までは22万円、同年10月から57年9月までは18万円、同年10月から58年6月までは11万8,000円、同年7月から59年9月までは20万円、同年10月から60年9月までは17万円、同年10月から61年9月までは19万円、同年10月から62年9月までは17万円、同年10月から63年9月までは11万円、同年10月から平成元年9月までは18万円、同年10月から2年9月までは19万円、同年10月から3年9月までは17万円、同年10月から4年1月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月1日から平成8年10月21日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与総支給額よりも低額となっているので、当該期間の給料明細書は残っていないが、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年5月1日から平成4年2月1日までの期間について、申立期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在の判明した9人の同僚に照会したところ、回答が得られた5人全員が「申立人と同様にB業務に従事していたが、オンライン記録は、実際に支給されていた給与総支給額よりも明らかに低い標準報酬月額となっている。」と陳述している。

また、上記5人のうち2人の同僚が所持する給与明細書において、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、全てオンライン記録を上回っていることが確認できる。

さらに、上記2人の同僚のうち、申立人と同様に、B業務従事者であったとする同僚が所持する給与明細書において、給与総支給額に見合う標準報酬月額

及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を、当該同僚のオンライン記録と比較したところ、最も低い倍率は1.176倍であることから、申立人についても、少なくともオンライン記録の標準報酬月額に同倍率を乗じた給与が支給され、当該給与に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、昭和56年5月から同年9月までは22万円、同年10月から57年9月までは18万円、同年10月から58年6月までは11万8,000円、同年7月から59年9月までは20万円、同年10月から60年9月までは17万円、同年10月から61年9月までは19万円、同年10月から62年9月までは17万円、同年10月から63年9月までは11万円、同年10月から平成元年9月までは18万円、同年10月から2年9月までは19万円、同年10月から3年9月までは17万円、同年10月から4年1月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡している上、元取締役は不明と回答しているものの、前述の同僚の給与明細書において確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから判断すると、申立人についても、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの報酬月額を届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和52年11月1日から56年5月1日までの期間及び平成4年2月1日から8年10月21日までの期間について、前述のとおり、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、元取締役は、「賃金台帳等の資料が残っておらず、経理及び社会保険事務は全て事業主が行っていたため、給与の支給状況及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」と陳述していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、前述の回答が得られた5人の同僚は、いずれも当該期間の給与明細書を保管していないと回答しており、A社の当該期間に係る給与の支給状況及び保険料控除の状況について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成13年1月22日に資格を取得し、24年7月29日に資格を喪失しているところ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間のうち、22年1月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録のうち、同年1月1日から同年3月1日までの期間に係る記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日（平成22年3月1日）に係る記録を同年1月1日に訂正し、同年1月及び同年2月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月21日から22年3月1日まで

私は、A社に平成13年1月から24年7月までの期間、継続して勤務しており、当初21年5月13日から22年3月16日までの期間について育児休業を取得し、同年3月17日に職場復帰する予定であったが、予定より早い21年12月21日に職場復帰した。

申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は、平成21年12月21日に資格を喪失し、22年3月1日に資格を取得となっており、3か月欠落しているため被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険の育児休業基本給付金支給決定通知書及び給与支給明細書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、

当該期間のうち、平成 22 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 22 年 1 月及び同年 2 月の標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる報酬月額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は当初、育児休業期間の一部として厚生年金保険料の免除期間とされていたものの、申立人が育児休業終了予定日前の平成 21 年 12 月 21 日に職場復帰したため、事業主は、当該時点で申立人に係る育児休業取得者終了届を提出する必要があったところ、事業主から当該終了届の提出が行われたのは 24 年 6 月 26 日であり、事業主が作成した当該終了届の提出が遅延した理由書によると、「育児休業が予定日より早く終了していたが、育児休業取得者終了届を事務手続のミスにより届け出なかった。」旨の記載が確認できることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 12 月 21 日から 22 年 1 月 1 日までの期間については、上記給与支給明細書を見ると、21 年 12 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 21 年 12 月 21 日から 22 年 1 月 1 日までの期間の記録の訂正を認めることはできない。

近畿（和歌山）国民年金 事案 6578

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年8月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和55年4月頃、当時同居していた叔母に保険料を預け、叔母が以前から集金に来ていたA組織の集金人に納付してくれたはずである。

自身で国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、オンライン記録を見ると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は、B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成16年4月21日であることが確認でき、この場合、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、自身が国民年金の加入手続を行ったことは無く、申立期間の国民年金保険料を同居していた申立人の叔母に預け、その叔母が集金人に納付したと主張しているところ、その納付金額及び納付期間について覚えておらず、当時の具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索システムにより確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の叔母が、申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から52年9月まで

私の夫が、A事業所に勤務していたとき、時期は定かではないが、夫の職場に国民年金の任意加入の勧奨文書が回ってきたことから、A事業所で私の任意加入手続を行ってくれた。

それ以降、昭和61年4月に第3号被保険者への種別変更の手続を行うまで、毎年、6月及び12月に支給される夫の賞与から、その都度、国民年金保険料6か月分が控除されていた。

加入当初に発行された年金手帳及び申立期間に係る領収証書は、私の年金裁定請求の際、社会保険事務所（当時）の窓口を持参し、記録を確認してもらい安心したので、その後しばらくして廃棄し、今は所持していないが、申立期間の国民年金保険料は、夫が職場で納付してくれていたはずである。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料の納付済期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、夫の職場の所在地を住所地として申立人が国民年金に任意加入した日は、昭和52年10月1日で、同年12月に年金手帳を交付されていることが確認でき、この場合、申立期間は、制度上、国民年金の任意加入の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない上、前述の特殊台帳の同年9月欄には「この月まで納不要」のゴム印が押されていることが確認できる。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、申立人の夫は、「申立期間の当初から、6月及び12月の賞与から保険料を各6か月分控除されており、保険料はB組合を通じて納付していた。」と陳述しているところ、A事

業所は、「A事業所が同事業所職員に対して、配偶者の任意加入の勧奨を実施した時期は、昭和47年4月からであり、また、B組合が、国民年金の任意加入被保険者となった組合員の配偶者に係る保険料について、代納事務を実施した時期も同年からである。」としており、申立人の夫の陳述はこれと符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、申立人の夫の勤務地の申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は13年以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人に係る行政側の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から48年6月まで

私が20歳になった頃に、母から国民年金に加入するかどうかを聞かれたので、私は老後のことを考えて加入すると答え、その後、母が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

その加入手続き時期については、明確には覚えていないが、おそらく、昭和45年3月から結婚した47年12月までの間だと思う。

また、申立期間の国民年金保険料は、郵送されてきた納付書を用いて、母が、自分たち夫婦と私の分を一緒にC組織のD業務係の人に納めてくれていたはずである。

未加入と記録されている申立期間について、納付済みに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年9月に夫婦連番で払い出されており、申立人が所持する年金手帳及びA県B市の国民年金被保険者名簿において、申立人が同年7月25日を被保険者の資格取得日として、初めて国民年金に強制加入していることが確認でき、このことは、45年3月から47年12月までの間に申立人の母が加入手続きを行ったとする申立てと符合しない上、このことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母が郵送された納付書を用いてC組織のD業務係の者に納付していたと主張しているが、申立期間のうち、昭和47年3月までの期間については、国民年金手帳を用いた印紙検認による納付であり、このことと、申立人の陳述は符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ったとされる申立人の母は、既に亡くなっており、当時の具体的な状況は不明である。

このほか、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年3月まで

私が、昭和47年10月にA県B市役所で転居の手続をしたとき、窓口職員に、「F職などの人は、年金なんか当てにしなくていい。」と言われ、国民年金の加入手続をさせてもらえなかった。

しかし、昭和51年4月にA県C市D区に転居したときは、同区G出張所の窓口で「年金加入は国民の義務です。」と怒られ、その場で国民年金の加入手続を行った。

また、このとき「今なら、20歳まで遡って納付できる。」と言われたので、納付書を作成してもらい、その日にG出張所近くにあったE金融機関に行き、国民年金保険料3万8,000円ぐらを一括で納付したことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の申立てのとおり、昭和51年4月に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、この払出時点において、申立期間のうち、47年9月から48年12月までの国民年金保険料については、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、時効成立前であることから、過年度納付することができるが、申立人は、申立期間の保険料については分割することなく、一括で3万8,000円ぐらいの金額を納付したと陳述しており、当時における納付方法及び納付金額とは符合しない。

さらに、申立人は、C市D区役所G出張所において国民年金の加入手続を行ったその当日、同出張所近くにあったE金融機関に出向き、同出張所において交付を受けた申立期間に係る納付書を用いて、申立期間の国民年金保険料を納付したと陳述しているが、同出張所の近辺及び近隣には、申立期間当時も現在もE金融機関は無く、申立人の申立期間の保険料納付に係る記憶は明確でない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成元年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和27年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和56年4月から平成元年5月まで
② 平成元年7月から同年9月まで

私は、昭和55年11月にA県B市の現住所においてC事業所を開設したので、亡くなった父に依頼して、56年4月に妻と一緒に国民年金に加入した。

夫婦二人分の国民年金保険料の納付は、父に任せていたので具体的なことは分からないが、昭和55年分から平成4年分までの確定申告書の控え及びその写しの社会保険料控除の欄に金額が記入されていることが確認できる。

また、確定申告書の控えに記入されている国民年金保険料の計上については、当時の顧問税理士が預金通帳から当応年分の保険料納付を確認して記入しており、昭和61年分の確定申告書の控えの写しを見ると、夫婦二人分の国民年金保険料が記入されているところ、妻名義の預金通帳を見ると、妻の保険料は口座振替で納付していることから、税理士が妻の預金通帳も確認して、夫婦二人分の保険料を確定申告書に記入していることが分かるはずである。

昭和55年分から平成4年分までの確定申告書の控え及び妻の国民年金保険料の納付の状況等から、父が私の保険料のみを納付しない理由は見当たらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月に申立人の父親が申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれたとしており、

申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す資料として、55年分から平成4年分までの確定申告書の控え（昭和55年分から61年分まではその写し）並びに申立人及びその妻の預金通帳の写し（昭和55年から平成4年までのうち一部の期間）を提出し、確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額については、当時の顧問税理士が預金通帳から保険料の納付額を確認して記入していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②に係る申立人名義の預金通帳の提出がなく、申立人及びその妻の保険料納付を担っていたとする申立人の父親は既に死亡しており、当時の顧問税理士からも陳述を得られないことから、具体的な納付状況及び申立人の主張内容を確認することができない。

また、上記確定申告書の控えを見ると、i) 昭和56年分から58年分までについて、社会保険料控除額に国民年金保険料額の内訳の記載が無く、申立人及びその妻の保険料が含まれていたか否か判断できないこと、ii) 59年分から61年分までについて、それぞれの年の社会保険料控除額の内訳として、国民年金とし、金額の記載が見られるが、申立人の主張のとおり、申立人の父親が申立人及びその妻の保険料を納付していたのであれば、同じ納付方法により保険料を納付したものと考えるのが自然であるところ、申立人から提出のあったその妻の預金通帳により確認できる保険料の納付日及びB市の国民年金保険料収滞納一覧表により確認できる申立人の妻の保険料の納付日等から、59年から61年までのそれぞれの年中に納付していたと推認される保険料額を2倍し、二人分として試算した額と相違すること、iii) 63年分から平成4年分までについて、オンライン記録によると、申立人の妻は昭和63年度以降、前納により保険料を納付しており、前述のとおり、申立人の父親が納付するのであれば、夫婦二人分の保険料を同じ納付方法により納付したものとみるのが自然であるところ、昭和63年分から平成4年分までの確定申告書の控えには前納額の記載は無く、それぞれの年の1月から12月までの一人分の保険料合計額が記載されていることなどを踏まえると、申立人から提出のあった確定申告書の控えに係る社会保険料控除額及び国民年金保険料額の記載のみをもって、申立期間①及び②の保険料の納付があったと推認するのは困難である。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるところ、B市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、平成3年6月にB市役所で払い出されており、当該払出時点では、申立期間①のうち、元年4月以前の保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録によると、申立人は、同年6月の保険料を時効直前の3年7月2日に過年度納付していることが確認できることから、当該過年度納付の時点において、申立期間①の保険料は全て納付することができない。

なお、申立人から提出のあった申立人名義の預金通帳（平成3年6月から4年12月まで）を見ると、平成3年6月下旬には国民年金保険料が口座振替された記録は見当たらず、同年7月から口座振替されていること、及び申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金の記録（1）の被保険者の種別欄には、「1号・3号」と印字されており、昭和61年4月以降に使用された様式であることなどから、上記の国民年金手帳記号番号の払出しの状況に不自然な点は見当たらない上、申立期間①の保険料の納付が可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による氏名検索のほか、上記国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の妻の前後の国民年金手帳記号番号を確認したが、申立人に係る別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間②について、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点において、当該期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、オンライン記録によると、申立期間②直後の平成元年10月から3年3月までの保険料を同年11月21日に過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付の時点では、申立期間②の保険料は時効による納期限を経過していることから、申立人の父親は当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立期間①及び②は合わせて8年5か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、昭和42年7月にそれまで勤めていた会社を退職した後、自営業を始めたので、元妻が国民年金の加入手続をしてくれた。

国民年金保険料については、元妻が自宅に来ていた集金人に、夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料について、一緒に納付していた元妻が納付済みであるのに、私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年7月にそれまで勤めていた会社を退職した後、元妻が国民年金の加入手続をし、その後の国民年金保険料は集金人に納付してくれていた。」と申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月にA県B市において払い出されており、前後の被保険者の加入記録から、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年4月頃に行われたものと推認され、加入時期について申立内容と符合しない上、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であることから、36年1月に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の元妻は、自身の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を現年度納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間直前の昭和42年7月から46年3月までの国民年金保険料は、第2回特例納付（実施期間は、昭和49年1月から50年12月まで）により遡って納付されていることが確認できるところ、上記加入手続時点において、申立

期間のうち、46年4月から47年12月までの保険料(国庫金)は特例納付が、48年1月から49年3月までの保険料(国庫金)は過年度納付が可能であるが、当該特殊台帳には、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない上、B市は、集金人が国庫金となる保険料を収納することはなかったとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を申立人の元妻と一緒に納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は4年に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間に係る保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（滋賀）国民年金 事案 6584（滋賀国民年金事案 547 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、前回、年金記録確認滋賀地方第三者委員会（当時）に申立期間①及び②を含む3か所の期間を申し立てたところ、いずれの期間も納付が認められなかった。

しかし、申立期間①及び②当時は、子供の教育費等の出費があり大変であったが、毎月の国民年金保険料の納付が困難なときは分割して納付し、最後にA社会保険事務所（当時）で未納分の保険料を納付したのに、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

今回、新たな資料は無いが、未納とされている申立期間①及び②の国民年金保険料について、私は、B銀行C支店又はA社会保険事務所の窓口において納付するたびに、所持する国民年金手帳に納付期間と納付金額を記載していたので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人が所持する国民年金手帳に昭和54年度から60年度までの保険料額等がメモ書きされているが、申立期間については納付日等が記載されておらず、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認滋賀地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年3月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「新たな資料は無いが、申立期間①及

び②の国民年金保険料について、B銀行C支店又はA社会保険事務所の窓口において納付するたびに、所持する国民年金手帳に納付期間と納付金額を記載していたので、再度調査してほしい。」旨陳述している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳を再度確認したところ、申立期間①及び②について、付加保険料を含む国民年金保険料額と一致する金額の記載が確認できるものの、当該金額に係る納付日及び納付場所をうかがわせる記載は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、B銀行C支店又はA社会保険事務所において納付したとしているところ、当該期間の保険料の納付状況に係る資料について同銀行同支店及びD年金事務所に照会したが、いずれも、「当時の資料は保管期限経過のため保存していない。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る保険料の納付の有無を確認することができない上、申立人の陳述からも当該期間の保険料納付をうかがわせる新たな事情は見当たらなかった。

そのほかに年金記録確認滋賀地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は申立期間当時、家事手伝いをしており、父がA県B市役所において私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料について、3か月ごとに自宅近くの店において、1枚100円の国民年金印紙を3枚ずつ買い、国民年金手帳の右のページに自身で貼っていた。その後、初めて自宅に来たB市の年配の女性職員が、私の国民年金手帳から申立期間に係る国民年金印紙を貼っていた右ページを割印の上、切り離し持ち帰ったと記憶しており、私が国民年金手帳を持ち出したり、市役所等に持参した記憶は無い。

私は、それ以降に、自宅に来ていたB市の若い女性職員に、国民年金手帳の申立期間に係る検認印が無いことを言ったところ、当該職員から「大丈夫である。」と言われ、安心したことを記憶しているので、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和36年12月19日に申立人の弟と連番で払い出されており、当該手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料は納付が可能である。

しかしながら、上記国民年金手帳記号番号の払出時点において、昭和36年4月以降の国民年金保険料を納付するためには、まとめて国民年金印紙を購入する必要があり、B市の広報紙によると、申立期間当時は、市役所等に国民年金手帳を持参し、検認印を受けることとされているところ、申立人は、「3か月ごとに国民年金印紙を3枚ずつ買っていた。」、また「国民年金手

帳を持ち出したり、市役所等に持参した記憶は無い。」旨陳述しており、申立内容と符合しない。

また、国民年金市町村事務取扱準則によると、国民年金手帳から切り離れた印紙検認台紙（右ページ）と市の国民年金被保険者名簿の検認記録を照合することとされており、申立人は、「初めて自宅に来たB市の年配の女性職員が、私の国民年金手帳から申立期間に係る国民年金印紙を貼っていた右ページを割印の上、切り離し持ち帰った。」と陳述していることから、仮にB市の職員が持ち帰った申立期間に係る印紙検認台紙（右ページ）に印紙が貼付されていれば、印紙検認記録（左ページ）に検認印が無かったとしても、同市の被保険者名簿の当該期間に係る検認記録欄には国民年金保険料の納付記録が記録されるが、申立人に係る同市の被保険者名簿を見ても、当該期間の保険料が現年度納付（国民年金印紙により納付）された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、国民年金保険料の領収証書は昭和48年4月から交付されていることが確認できるとともに、申立人は、申立期間の保険料について、「領収証書を受け取るようになるまでは、自宅近くの店において、国民年金印紙を買っていた。」旨陳述しているが、B市の当時の広報紙によると、同市の各所に設置されていた国民年金印紙売りさばき所は、37年4月に廃止されており、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の弟に係るB市の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳を見たところ、申立期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の弟からも当該期間の保険料納付について具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に保険料を遡って納付した記憶は無いとしており、申立人から当該期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6586

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、国民年金の集金人の勧めにより、昭和50年3月頃に国民年金の加入手続を行い、当初は、集金人に国民年金保険料を納付し、52年にA県B市C区に転居した後は納付書を用いて納付したと思う。

昭和57年4月24日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失したとされているが、国民年金の被保険者資格を喪失する理由はなく、資格喪失の手続を行った記憶も無いので、申立期間が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月24日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失する理由はなく、資格喪失の手続を行った記憶も無いと主張している。

しかしながら、申立人に係る特殊台帳によると、国民年金任意加入被保険者の資格喪失日は昭和57年4月24日であることが確認できる上、当該資格喪失日の下に「申」の記載が確認できるところ、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「申立人から提出された任意加入辞退の申出届を受けて、当時の社会保険事務所が資格を喪失した事由（申出）を明示するために記載したものと考えられる。」旨回答している。

また、B市の国民年金保険料に係る収滞納リスト及びオンライン記録を見ると、申立人は、昭和57年4月24日付けで、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、61年4月1日付けで、第3号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「保険料納付に関

する具体的な記憶は無い。」と陳述しており、納付状況を確認することができなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年頃から27年頃までの期間のうち1年弱ほどの期間

申立期間には、A県B市にあった駐留軍施設C事業所に勤務した。仕事の内容はD職であった。

年金事務所に調べてもらったところ、C事業所の厚生年金保険被保険者記録は無いとの回答であったが、勤務したことは間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A県B市にあった駐留軍施設C事業所に勤務したと主張しているが、オンライン記録において、同事業所に係る厚生年金保険の適用事業所の記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和25年9月1日から同年11月29日までの期間及び26年4月10日から同年7月1日までの期間に、D組織で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるところ、同組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある者のうち、複数の者がC事業所に勤務していた旨陳述していることから、同事業所に勤務していた者の中には、同組織において厚生年金保険に加入していた者が存在したと考えられるが、申立人については、上記の加入記録以外に同組織における加入記録は見当たらない上、同組織の業務を引き継いだとされるE組織は、申立人に係る人事記録等を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等は不明である旨回答している。

さらに、上記C事業所に勤務していたと陳述している者は、いずれの者も

申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできなかった。

加えて、上記C事業所に勤務していたと陳述している者のうち、3人は、前述の被保険者名簿によると、申立人同様、昭和25年9月1日にD組織において、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月に資格を喪失しているところ、それぞれに「申立期間当時、C事業所での雇用は不安定であり、必ずしも継続的に雇用されていたわけではなかった。」旨陳述している。

また、申立人が、申立期間にC事業所で一緒に勤務した者として名前を挙げている者は、「申立人がC事業所に勤務していたことは覚えているが、具体的な勤務期間までは覚えていない。また、以前、自身も年金事務所にC事業所に係る厚生年金保険の加入記録を照会したが、該当する記録は出てこなかった。」旨陳述しており、同人のオンライン記録においても、当該期間にC事業所及びD組織に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14318（大阪厚生年金事案 13506 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、平成 4 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かったので、同社の元事業主を代理人として、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）に年金記録の訂正を申し立てたが、一部期間については、「申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。」として、記録の訂正が必要とは認められなかった。

しかし、上記記録の訂正が認められなかった期間について、ほぼ全ての給与明細書を保存している同僚及び前述の元事業主の陳述から、当該期間に係る私の給与からも、実際の給与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが証明できるので、当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険料控除額が確認できる資料が無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成 24 年 9 月 28 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間のうち、ほぼ全ての期間に係る給与明細書を保存している同僚と同様に、私についても給与から給与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。」として、男性従業員 3 人の名前を挙げているところ、これらの者から提出された給与明細書によると、各人の

給与からは、申立期間を通じてそれぞれ当時のオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が控除されていることが認められるものの、当該保険料控除額は、多くの月において、実際の給与額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも低額であることから、A社は、申立期間において、必ずしも実際の給与額に見合う厚生年金保険料を従業員の給与から控除していなかったことがうかがえる。

また、A社の現事業主が、「男女では給与の取扱いが異なる。」旨陳述しているところ、前述の給与明細書において、上記男性従業員3人の各種控除後の給与額は、申立人提出の金融機関口座から確認できる申立人の給与振込額とは相当乖離^{かいり}している上、平成9年4月以降、B業務手当等の変動的要素がなくなったことに伴い、おおむね定額となっているところ、申立人は、「申立期間中に正社員からアルバイトに雇用形態が変更となった。正社員であった期間には、いつもB業務手当が支給されていた。」旨陳述していることを踏まえると、申立人の給与支給及び厚生年金保険料控除の取扱いについては、当該男性従業員3人のものと同一であったとまでは認められず、当該男性従業員3人の給与明細書から申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

さらに、申立人が、「元事業主の陳述によって、申立期間当時、社会保険事務所(当時)に届出された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料ではなく、実際の給与額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが証明できる。」旨主張していることから、改めてA社の元事業主に照会を行ったが、同人は、「申立人の給与額は、本人が言っているぐらいの金額だったと思う。」としながらも、「当初の申立て時に提出した資料以外は何も無く、申立人の具体的な厚生年金保険料控除額は分からない。また、自身が直接、給与計算事務を行っていたわけではないので、間違いなく支給額に見合う厚生年金保険料を控除していたか否かは分からない。」旨陳述しており、同人の陳述をもって申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

このほかに、年金記録確認大阪地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から24年6月1日まで
2年ほど前に年金事務所の窓口で、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い旨教えてもらったことを思い出したので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行うことにした。
A社には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、数度の名称変更を経てB社となって以降の平成13年3月に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に解散している上、申立期間当時の事業主も死亡しており、同人の子であるとするB社の解散時の事業主も、「申立人を記憶しているものの、申立期間に勤務していたかどうかは分からない。事業所は既に解散しており、申立期間当時の資料は現存していないので、申立人の申立期間における保険料控除の状況は不明である。」旨陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員は、いずれも連絡先が不明であり、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人がA社の同僚として氏名を挙げた者のうち、唯一回答が得られた者には、申立期間に同事業所において厚生年金保険の加入記録が見当たらないところ、同人は、「昭和19年又は20年頃から3年ほどA社に勤務し

た。」とした上で、「申立人がA社に勤務していた記憶は有るが、申立期間に勤務していたか否かは分からない。また、申立人が申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかまでは分からない。」旨陳述している。

加えて、申立人は、オンライン記録及びA社に係る被保険者台帳において、昭和21年4月1日から23年12月1日までの期間及び24年6月1日から28年3月31日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるが、これらの期間に係る加入記録は、それぞれ別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号によって管理されている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無いことが分かった。
A社へは昭和 41 年 7 月に入社し、同事業所B工場で、C職として勤務していたが、その後、D市E区（当時）の同事業所F工場に異動した。
申立期間もA社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚及び申立人の陳述から、申立人が申立期間に、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、年金事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日の昭和 44 年 7 月 1 日となっており、申立期間当時、同事業所は適用事業所ではない。

また、申立期間時代にA社において経理事務を行っていたとする元同僚は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 7 月 1 日であり、申立期間当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立人も私も同事業所が適用事業所となった日から被保険者となったので、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨陳述している。

さらに、A社は昭和 56 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も既に死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 16 年 8 月 10 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人から提出された銀行預金取引明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支払われていたことは確認できる。

しかし、A社は「当時の資料を保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間①、②及び③に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人の住所地の市役所に、申立人の申立期間①、②及び③に係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額等が確認できる「課税証明書」について照会したが、保存年限を経過しているため廃棄済みである旨の回答であり、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、申立人と同様に申立期間が空白となっている同僚の陳述によると、同社では、毎月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたことがうかがえるところ、申立人から提出された同社における平成3年7月分の給料計算書を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料（平成3年6月分）が控除されていないことが推認できる。

さらに、B社C店における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、申立人から提出された同社同店における平成3年7月分の給与支払明細書を見ても、厚生年金保険料の控除額の欄は空欄であることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14323

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、申立人自身が所持する同社の給料計算書に係る申立人の陳述によると、同社では、毎月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたことがうかがえるところ、申立人は、「A社における平成 3 年 7 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていない。」と陳述している上、申立人と同様に申立期間が空白となっている同僚から提出された平成 3 年 7 月分の給料計算書を見ても、申立期間に係る厚生年金保険料（平成 3 年 6 月分）が控除されていないことが推認できる。

さらに、B社C店における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、前述の同僚から提出された同社同店での平成 3 年 7 月分の給与支払明細書を見ると、厚生年金保険料の控除額の欄は空欄であり、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14325

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14326

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14328

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14329

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14330

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月29日から同年7月1日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14331

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14332

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14333

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14334

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14335

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14336

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14338

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14339

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14341

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14342

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14343

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14346

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人が申立期間においてA社及びB社C店に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
A社から関連会社であるB社C店に転籍した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
当該期間も退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社及びB社C店に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「当時の資料を保存しておらず、事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている複数の同僚が所持する申立期間当時のA社の給料計算書及びB社C店の給与支払明細書によると、両社とも、当時の転籍者に係る申立期間の厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月頃から 42 年 5 月頃まで

私は、A社のB事業所において、申立期間に日々雇用のC職として勤務していたが、当該期間については、厚生年金保険の未加入期間となっているので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が陳述しているA社におけるB事業所の業務内容等は、複数の同僚が陳述している当時の同社の状況と符合することなどから、期間は特定できないものの、申立人が、当該事業の業務期間に勤務していた可能性はうかがえる。

しかし、商業登記簿謄本の記録によると、A社の設立日は昭和 45 年 4 月 * 日である上、D組織は、「B事業の業務期間は、昭和 45 年 9 月 30 日から 47 年 6 月 30 日までである。」と回答していることから、申立期間において、同社は設立されておらず、B事業も業務前であったことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「当時の関連資料が残っていないため、厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と陳述しており、申立人の同社に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社では、日々雇用のC職として勤務していた。」と陳述しているところ、A社の元事業主及び複数の元E職は、「当社では、当時、日々雇用の従業員については、厚生年金保険には加入させていなかった。」、また、当時の給与計算事務担当者は、「厚生年金保険に加入していない日々雇用の従業員の給料から、厚生年金保険料を控除することはないと思う。」とそれぞれ陳述している上、申立人及び複数の元従業員が、当時、日々雇用の従業員であったと記憶する者について、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同社では、必ずしも全ての日々雇用の従業員を厚生年金保

険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和45年5月1日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間である上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号は連続しており欠番も無く、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索も行ったが、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月15日まで

私は、申立期間について、学徒動員によりA社B事業所に勤務した。私と同様に同社同事業所に勤務した実姉には、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が有るのに、私には被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「C資料」に記載されている申立人が同級生であったと記憶する二人の元同僚は、「申立人と一緒に学徒動員によりA社B事業所に勤務した。」と陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人は、勤労働員学徒としてA社B事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、上記の二人の元同僚について、A社B事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、そのうち一人の元同僚は、「私は、A社B事業所において厚生年金保険には加入しておらず、保険料控除も無かった。」と陳述している。

また、A社B事業所において、昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在の確認できた6人の元同僚に照会したところ、回答のあった5人のうち3人の元同僚は、「私は、昭和20年4月1日より前から、学徒動員によりA社B事業所に勤務していた。同社同事業所の被保険者資格の取得日である同日時点では、国民学校高等科を卒業していた。」と陳述しており、このうち1人の元同僚は、「学徒動員により勤務していた者は、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述していることから、同社同事業所は、申立期間当時、勤労働員学徒を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社B事業所が所有していたD所を管理しているE社は、「当社が

保管するA社B事業所に係る労働者年金保険被保険者の台帳に、申立人の氏名は確認できない。申立人は、厚生年金保険扱いの労働者ではなかったと思われる。」と回答している。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険法の被保険者に該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化された。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14350

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 15 年 2 月 27 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、申立期間直前の標準報酬月額と比較して著しく低下しているが、当該期間の報酬は、記録されている標準報酬月額よりも高額であったため、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の報酬は、記録されている標準報酬月額に見合う報酬よりも高額であったと申し立てている。

しかし、A社は、平成 19 年 2 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る商業登記簿の記録において、当時の代表取締役であることが確認できる申立人は、「申立期間の給与及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は保管していない。」と陳述しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立人は、A社に係る社会保険事務をB社に委託していた旨を陳述しているが、同社は「A社から社会保険事務を受託していたが、当時の担当者は死亡している上、保存期間経過のため、資料が無く、受託していた時期等詳細は不明である。」としている。

さらに、申立人の住所地を管轄する市役所に照会したところ、平成 15 年分所得の市民税・県民税申告書のみが保管されていたが、収入金額等欄及び社会保険料控除欄は、いずれも記載されていないことが確認できる。

加えて、申立人は「社会保険事務所（当時）が、ほかの従業員の記録を誤って入力したのではないか。」と主張しているが、申立期間当時、A社におけ

る被保険者は申立人のみであり、社会保険事務所が事務処理を誤ったとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月1日から27年1月1日まで
② 昭和27年1月5日から36年7月29日まで

厚生年金保険の被保険者記録を年金事務所に照会したところ、A社及びB社における加入期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無く、退職後、約4年近く経過した昭和40年2月に支給済みとなっているのは不自然であり、受給記録が誤っていると思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定された昭和40年2月8日に近接する同年2月2日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い。

また、当該脱退手当金は、申立人のB社における資格喪失日から約3年6か月後に支給決定されているところ、申立人は、「B社を退職後も、同社の仕事をC職で行っていた。その期間は1年ないし2年ではなく、もう少し長期間だった。」旨陳述していることからすると、申立人の退職時期と脱退手当金の支給決定時期とが離れていることをもって不自然な記録とまでは言い難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。